

スマホから 確定申告



申告
会場

庄原税務署では！

密を作らない！

確定申告会場の混雑緩和のため会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。

* 「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来署をお願いすることがございます。



入場整理券！

- ① 入場整理券は、各会場で当日配付。
- ② **LINE**から**事前発行**もできます。

* 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。

友だち追加は
こちらから！



* 令和4年2月1日から運用開始

自宅で申告！

確定申告には、**ご自宅からスマホで**ご利用いただけるe-Taxが便利です。

確定申告 検索

スマホ専用画面

多くの方が**スマホで**
見やすい専用画面をご
利用いただけます。



申告書の作成
はこちらから！

申告会場の開設日程

期間

令和4年2月16日（水）から
令和4年3月15日（火）まで

* 土・日・祝日等の休日は開設していません。

場所

庄原税務署

2階会議室

庄原市三日市町667番地5

2月28日（月）までは、不動産売却や贈与税の担当が会場には従事しておりませんので、申告相談を希望される方は、3月1日（火）～15日（火）（土・日を除く）までの間にお越しください。



広島国税局・税務署からのお知らせ

安全・便利な「キャッシュレス納付」のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利です。

この機会に是非、ご利用をお願いします。

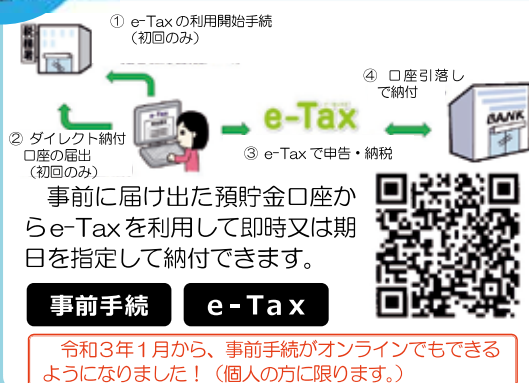
※ 各納付手続の詳細は、国税庁ホームページの以下の箇所でご案内しております。

「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明書手続」
(スマートフォン等でQRコードを読み取るとアクセスできます。)

庄原税務署からのお知らせ

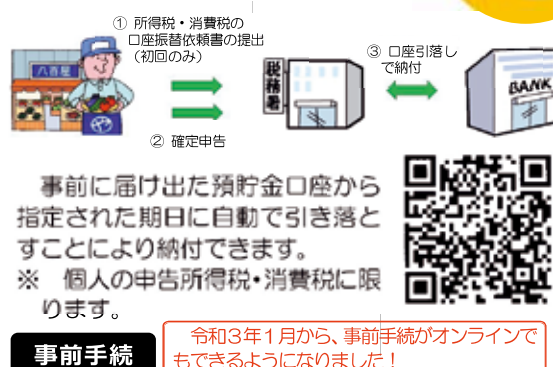
法人の方に
おすすめ!

ダイレクト納付

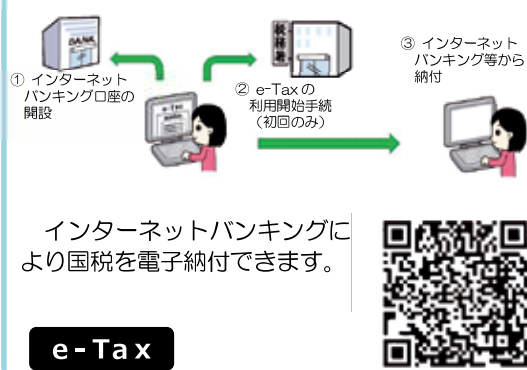


個人の方に
おすすめ!

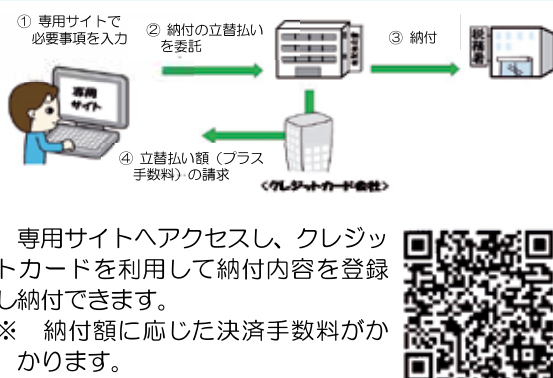
振替納税



インターネットバンキング



クレジットカード納付



※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

事前手続 事前に手続が必要です。

e-Tax e-Taxでの利用となります。

スマートに納税!

— 納税もキャッシュレスで —
金融機関等へのお出かけ不要!

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日は24時間利用可能
(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)
(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。
毎月の最終土曜日及び日曜日の8時30分～24時



広島国税局・税務署



県税からのお知らせ

便利なダイレクト納付を利用しませんか

ダイレクト納付とは、事前に登録した金融機関口座から税金を引き落とす納付方法です。

法人二税など複数の地方公共団体に納める税金を地方税共通納税システムにより、一度の操作で電子納税できます。**e-Tax**とともに**eLTAX**による電子納税で業務の効率化を図ってみませんか。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

地方税 **eLTAX** ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
国 税 **e-Tax** ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



電気供給業に係る法人事業税の課税方式が見直されています

電気事業法の改正に伴い、令和3年度税制改正において、電気供給業に「配電事業」及び「特定卸供給事業」が創設され、法人事業税の課税方式の見直しが行われました。

令和4年4月1日以後に終了する事業年度から、次の各割の合計額となりますので御注意ください。

【法人事業税の税率】

事業の区分	法人の種類	区分	課税標準	法人事業税率
発電事業等 小売電気事業等 特定卸供給事業	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	収入割	収入金額	0.75%
		付加価値割	付加価値額	0.37%
		資本割	資本金等の額	0.15%
	上記以外の法人	収入割	収入金額	0.75%
		所得割	所得金額	1.85%
一般送配電事業 送電事業 配電事業 特定送配電事業		収入割	収入金額	1.00%

【特別法人事業税の税率】

区分	課税標準	特別法人事業税率
発電事業等 小売電気事業等 特定卸供給事業	基準法人収入割額	40.0%
一般送配電事業 送電事業 配電事業 特定送配電事業		30.0%

【お問い合わせ先】 広島県北部県税事務所 課税課 事業税係 電話(代表) 0824-63-5181
内線 (3129, 3131)



過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による

固定資産税の課税免除について

庄原市内（全域）において、一定の要件を満たし、直接事業の用に供する「土地」「家屋」「償却資産」を取得した場合は、固定資産税の課税免除が受けられます。

対象事業

- ①製造業 ②旅館業（下宿営業を除く） ③農林水産物等販売業 ④情報サービス業等

主な要件

- ①青色申告をしていること
②租税特別措置法第45条第2項に規定する特別償却を実施しているか、または、特別償却を実施することができる資産であること
③事業年度における一の設備の取得価額が一定の額であること

業種	資本金	対象となる設備投資	取得価額※1
○製造業	5,000万円以下	取得または製作もしくは建設（建物及びその附属設備の場合は、増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設を含む）	500万円以上
○旅館業（下宿営業を除く）	5,000万円超1億円以下	新設、増設のみ（※2）	1,000万円以上
	1億円超	新設、増設のみ（※2）	2,000万円以上
○農林水産物等販売業	5,000万円以下	取得または製作もしくは建設（建物及びその附属設備の場合は、増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設を含む）	500万円以上
○情報サービス業等	5,000万円超	新設、増設のみ（※2）	

※1 土地は課税免除の対象となりますが、取得価額の合計に含めません。
※2 既存設備を取替・更新して生産能力、処理能力等がおおむね30%以上増加した場合も「新設・増設」に該当します。「おおむね30%以上増加した」とは、実際の生産高・生産量だけではなく、当該機械のもつ客観的能力が増加したことをいい、仕様書等により確認します。

課税免除の対象資産

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得された土地・家屋・償却資産
※土地の課税免除は、取得後1年以内に対象家屋が着工された場合に限りま

課税免除期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3ヶ年度

課税免除を受けるための手続き

市への課税免除の申告が必要です。
また、上記以外にも要件が定められていますので、対象になるかどうかや必要書類などにつきましてはお問い合わせをお願いいたします。庄原市ホームページ（くらし・環境＞税金）へも掲載しています。

【問い合わせ先】庄原市総務部税務課資産税係（TEL0824-73-1144）



総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約52.5%

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約12.5%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

Dai-ichi 大同生命保険株式会社

広島支社/
広島県広島市中区銀山町4-17(広島大同生命ビル4F)
TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/
広島県広島市中区基町12-6
TEL 082-223-3322

F-2019-1015(2019年8月27日)
19-073024 2021-8

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

全国法人会総連合

社長の身になって節税のあと押しをします

**法人会に入会ませんか
青年部会・女性部会会員も募集中です**

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！
これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人 庄原法人会

〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内

TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail: sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

「法人会報しょうばら」編集委員

後 藤 茂 行 (副会長・広報総括)
根 波 裕 治 (広報副委員長)
迫 田 英 伸 (広報委員)
定 丸 義 輝 (専務理事)

塩 本 誠 二 (広報委員長)
藤 谷 善 久 (広報委員)
安 部 隆 弘 (広報委員)

謹賀新年



今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
に
安心をお届けしてまいります

新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに
ご健康とご多幸をお祈り申し上げます

令和四年

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

広島総合支社

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル5F

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)